

その受動喫煙による将来的な健康を予測するというのは大変難しいというふうに認識をしております。

このため、受動喫煙による健康影響が明らかになつて、紙巻きたばこ、これは明らかになつてゐるわけありますが、と明らかになつていなければあります。しかし、「これ」は「これが加熱式たばこ」、「これを同列で議論するわけにはがない」ということで、依然将来受動喫煙による健康影響が明らかになつた場合には大きな問題になり得ること、また、WHOにおいても「現時点での健康影響は明らかではなく、さらなる研究が必要としているもの」、現時点でも一定の規制は必要と判断していることなどを踏まえ、「定の場所でのみ喫煙を認める」ということがありました。

具体的には、非喫煙者も喫煙者も双方がともに安心して施設を利用できる選択肢を設けるといふ考え方に基づいて、加熱式たばこの専用喫煙室については、非喫煙空間としつかり区分する形で施設の一部に設けることができる、こうした形での整理をさせていただいたところです。されにしても、加熱式たばこの健康に対する影響については引き続き研究をさせていただきます。

○繁本委員 御答弁ありがとうございました。

現時点でも、WHOの見解を踏まえて、一定の規制を当分の間やつていく必要があるということではあります。じや、その当分の間、多數のお客様が出入りする施設を管理する者がこの法律に基づいてやらなければならない加熱式たばこに関する

措置として、例えば、禁煙スペースと加熱式たばこだけを吸えるスペースとを間仕切りする必要があります。ね。施設管理者が間仕切りをするスペースを設けた際に、その施設に対しては国が助成する用意があるのか。

あるいは、先ほど船橋先生のお話にもあります。たけれども、さまざまな飲食店の形態もあるわけありますから、一体どういう間仕切りが例えれば望ましいのかということについて國は考えていく必要があるかと思うんですが、これらの点について御見解をお願いいたします。

○福田政府参考人 様お答えいたします。

今回の法案では、加熱式たばこにつきましても、原則屋内禁煙とし、喫煙専用室又は飲食等が可能な加熱式たばこ専用の喫煙室でのみ喫煙を可能といたしているものでございます。加熱式たばこの喫煙を認める場合には、こうした部屋を設置する必要がございます。

加熱式たばこ専用の喫煙室の基準につきましては、喫煙専用室と同様に、受動喫煙防止対策助成金の対象の要件といたしております。入り口における風速が毎秒〇・二メートルであること、非喫煙区域と隔離された空間であることといった要素も参考に、法案成立後に、専門家の御意見なども伺いながら策定をしたいと考えております。

御指摘の加熱式たばこ専用の喫煙室の設置に対する費用の助成につきましては、今後策定をいたします基準も踏まえつつ、その要件を検討してまいりたいというふうに考えております。

○繁本委員 やはり、加熱式たばこについては科

学的な知見がないものですから、例えば、今申し上げた間仕切りに對して助成をするにしても、その前段として基準が要るわけですね。その基準をつくるにしても、まだまだ科学的な知見が足りないということありますから、ここは「これから」の議論になつてくるかと思いますが、とにかく国民にわかりやすく、事業者も納得するような形で、研究を、そしてルールをつくっていっていただきたいと思います。

さて、電子たばこの質問を用意しておきましたが、船橋先生がお聞きになつたので割愛したいと思います。

一つ、私、ここで京都での取組を紹介したいと思います。

京都では、やはり受動喫煙をいかに防止するか議論になつたことがござります。京都で出した結論は、条例という形ではなくて、京都府と京都市と、そして生活衛生業を営む事業者団体、この三者が相まって、きょうお手元に連携協定とスチッカーをお配りしておりますが、このような形で、条例という形ではなくて、三者が話し合つた上で、たばこを吸う方も吸わない方も共存する社会を目指そうということをつくりたるものであります。

今回の受動喫煙防止法の改正案についても、ステッカーの表示義務ということが含まれているわけですが、今回、科学的な根拠が少し弱い加熱式たばこの呼出煙による受動喫煙の影響、そしてこれを心配した対策を考えるに当たつては、一定の間、当分の間、規制を設けるということも一つのやり方であつて、WHOもそういう見解も

国会用資料（実問）

内 容　問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。※質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。（厚生労働大臣同旨）
(答)

改正労働基準法第41条の2第1項においては、「第2号に掲げる労働者の範囲に属する労働者…を…第1号に掲げる業務に就かせたときは、…労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者には適用しない。ただし、第3号から第5号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない」とされており、第1号から第5号までに掲げる事項について、決議が遵守されていない場合には、労働時間等に関する規定の適用除外の効果は生じないこととなる。また、第6号から第10号までに掲げる事項について決議が遵守されていないとしても、労働時間等に関する規定の適用除外の効果に影響が生ずることとはされていない。



300619参厚労委 石橋道宏議員.pdf

分類　作成日：2018/06/18

大分類	中分類	小分類

問番号：001 対第四部長問1

件 名：問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。※質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。（厚生労働大臣同旨）

答 弁：平成30年6月19日（第196回国会）
院：参議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者：石橋通宏 党派：立憲

答弁者：内閣法制局第四部長

答弁作成者：内閣法制局第四部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。

※ 質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。

（厚生労働大臣同旨）

（答）

改正労働基準法第41条の2第1項においては、「第2号に掲げる労働者の範囲に属する労働者…を…第1号に掲げる業務に就かせたときは、…労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者には適用しない。ただし、第3号から第5号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない」とされており、第1号から第5号までに掲げる事項について、決議が遵守されていない場合には、労働時間等に関する規定の適用除外の効果は生じないこととなる。

また、第6号から第10号までに掲げる事項について決議が遵守されていないとしても、労働時間等に関する規定の適用除外の効果に影響が生ずることとはされていない。

(参考) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。

- 一 高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この項において「対象業務」という。）
- 二 この項の規定により労働する期間において次のいずれにも該当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範囲
 - イ 使用者との間の書面その他の厚生労働省令で定める方法による合意に基づき職務が明確に定められていること。
 - ロ 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎とし

て厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。) の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること。

三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間（この項の委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間）と事業場外において労働した時間との合計の時間（第五号口及び二並びに第六号において「健康管理時間」という。）を把握する措置（厚生労働省令で定めることに限る。）を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

四 対象業務に従事する対象労働者に対し、一年間を通じ百四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上の休日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えること。

五 対象業務に従事する対象労働者に対し、次のいずれかに該当する措置を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずること。

イ 労働者ごとに始業から二十四時間を経過するまでに厚生労働省令で定める時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、第三十七条第四項に規定する時刻の間において労働させる回数を一箇月について厚生労働省令で定める回数以内とすること。

ロ 健康管理時間を一箇月又は三箇月についてそれぞれ厚生労働省令で定める時間を超えない範囲内とすること。

ハ 一年に一回以上の継続した二週間（労働者が請求した場合においては、一年に二回以上の継続した一週間）（使用者が当該期間において、第三十九条の規定による有給休暇を与えたときは、当該有給休暇を与えた日を除く。）について、休日を与えること。

二 健康管理時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に健康診断（厚生労働省令で定める項目を含むものに限る。）を実施すること。

六 対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置であつて、当該対象労働者に対する有給休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与、健康診断の実施その他の厚生労働省令で定める措置のうち当該決議で定めるものを使用者が講ずること。

七 対象労働者のこの項の規定による同意の撤回に関する手続

（注：衆における修正部分）

八 対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

九 使用者は、この項の規定による同意をしなかつた対象労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- ② 前項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項第四号から第六号までに規定する措置の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。
- ③ 第三十八条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の委員会について準用する。
- ④ 第一項の決議をする委員は、当該決議の内容が前項において準用する第三十八条の四第三項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。
- ⑤ 行政官庁は、第三項において準用する第三十八条の四第三項の指針に関し、第一項の決議をする委員に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

国会用資料（実問）

内 容 問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのではないか。
(厚生労働大臣同旨)

- (答)
1. 個別の事案において、法に定める要件を満たしているかどうかについては、事実認定の問題であって、厚生労働省において判断すべきものと考えられる。
 2. なお、一般論としては、就業の実態によっては、御指摘のように業務指示の状況を個別に見るまでもなく、要件を満たしていないと判断されることが、ないとはいえない。

想定

改正労働基準法第41条の2第1項第1号に掲げる対象業務については厚生労働省令で定めることとされているが、成果を得るために使用者が労働時間の延長等について指示をすることができる業務を除くという趣旨の省令を作ることは、可能か。（厚生労働大臣同旨）

(答)

改正労働基準法第41条の2第1項第1号の対象業務については、「その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」のうちから決議することとされているところであり、対象業務の範囲については、今後厚生労働省において、法の趣旨を踏まえ、適切に定めるものと承知している。



300619参厚労委 石橋道宏議員.pdf

分類

作成日：2018/06/18

大分類	中分類	小分類

問番号：002 対第四部長問 2

件 名： 問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのではないか。（厚生労働大臣同旨）

答 弁：平成 30年6月19日 （第196回国会）
院：参議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者：石橋通宏 党派：立憲

答弁者：内閣法制局第四部長

答弁作成者：内閣法制局第四部

備 考：

国会答弁抄録先：

国會議事録抄録先：

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのでないか。

（厚生労働大臣同旨）

1. 個別の事案において、法に定める要件を満たしているかどうかについては、事実認定の問題であって、厚生労働省において判断すべきものと考えられる。
2. なお、一般論としては、就業の実態によっては、御指摘のように業務指示の状況を個別に見るまでもなく、要件を満たしていないと判断されることが、ないとはいえない。

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

想定 改正労働基準法第41条の2第1項第1号に掲げる対象業務については厚生労働省令で定めることとされているが、成果を得るために使用者が労働時間の延長等について指示をすることができる業務を除くという趣旨の省令を作ることは、可能か。

（厚生労働大臣同旨）

改正労働基準法第41条の2第1項第1号の対象業務については、「その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」のうちから決議することとされているところであり、対象業務の範囲については、今後厚生労働省において、法の趣旨を踏まえ、適切に定めるものと承知している。



国会用資料（実問）

内 容 問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。
※議員は、10日の政府参考人答弁の中に「7日間で3回、28日間で10回という入場回数制限は人権侵害にならない」旨の発言があったことから質問するもので、カジノ施設への入場と人権との関係について特段の問題意識があるわけではなく、「合理的な規制であれば問題とはならない」旨を答えてもらえればよいとのこと。

（答）

1 お尋ねの趣旨は、特定複合観光施設区域整備法案におけるカジノ施設への入場回数の制限が、憲法の保障する人権との関係で問題とならないかというものと理解されるが、この入場回数の制限を含む同法案におけるカジノ施設への入場規制の仕組みは、カジノ施設の設置に伴う弊害の防止のための合理的な規制であり、人権上の問題とはならないものと考える。

更問 入場回数が合理的であるとどのように判断したのか。

（答）

1 具体的な入場回数及びその考え方については、法案の審査過程において、立案省庁から、これまでの国会審議における政府答弁にもあったとおり、

・一般論として入場回数が多くなるにつれて依存が進むリスクが大きくなることを踏まえ、過度な規制にならない範囲で連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みとするなどとし、長期と短期の規制を組み合わせる、

・短期の規制回数については、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっていることなどを踏まえ、連続する7日間で3回とし、長期の規制回数については、28日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約10日になるということを踏まえ、連続する28日間で10回とする

等の説明を受けたところである。

2 内閣法制局としては、こうした立案省庁からの説明を踏まえ、内容に問題はない」と判断したものである。



300712参・内閣委_磯崎君.jtd

分類 作成日:2018/07/12

大分類	中分類	小分類

問番号 : 001 対第二部長問

件 名: 問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。

答 弁: 平成 30年7月12日 (第196回国会)
院 : 参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 磯崎哲史 党派: 民主

答弁者: 内閣法制局第二部長

答弁作成者: 内閣法制局第二部

備 考:

国会答弁抄採録先:

国會議事録採録先:

対第二部長

平成30年7月12日（木）参・内閣委 磯崎哲史君（民主）

問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。

※議員は、10日の政府参考人答弁の中に「7日間で3回、28日間で10回という入場回数制限は人権侵害にならない」旨の発言があったことから質問するもので、カジノ施設への入場と人権との関係について特段の問題意識があるわけではなく、「合理的な規制であれば問題とはならない」旨を答えてもらえばよいとのこと。

(答)

1 お尋ねの趣旨は、特定複合観光施設区域整備法案におけるカジノ施設への入場回数の制限が、憲法の保障する人権との関係で問題とならないかというものと理解されるが、この入場回数の制限を含む同法案におけるカジノ施設への入場規制の仕組みは、カジノ施設の設置に伴う弊害の防止のための合理的な規制であり、人権上の問題とはならないものと考える。

【参考】国会答弁（今回の質問の契機）

（平成30年7月10日 参・内閣委）

○矢田わか子君 …本当に一週間に三回、一か月十回通う人が出てきた場合に、それは本当に依存症をつくることにつながらないんでしょうか。何か御答弁があればお願ひします。

○政府参考人（中川真君） …

ちなみに、この三回、十回の根拠を説明させていただきましたけれども、今説明させていただきましたようなこの規制の在り方として、我が国では基本的には自分の行動の自由あるいは経済的な財産の処分の自由がございますので、その中で、連続する七日間で三回、あるいは連続する二十八日間で十回という形で行為規制を法律に基づいて行うわけでございますので、我が国の考え方、政策立案の考え方の中では過剰な人権侵害にならないという観点も必要なのであろうというふうに考えるところでございます。そういう意味で、この七日間で三回、二十八日間で十回というものが過剰な権利侵害にならない、規制にならないという観点を含めて申し上げたわけでございます。

更問 入場回数が合理的であるとどのように判断したのか。

(答)

- 1 具体的な入場回数及びその考え方については、法案の審査過程において、立案省庁から、これまでの国会審議における政府答弁にもあったとおり、
 - ・一般論として入場回数が多くなるにつれて依存が進むりスクが大きくなることを踏まえ、過度な規制にならない範囲で連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みとすることとし、長期と短期の規制を組み合わせる、
 - ・短期の規制回数については、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっていることなどを踏まえ、連続する7日間で3回とし、長期の規制回数については、28日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約10日になるということを踏まえ、連続する28日間で10回とする等の説明を受けたところである。
- 2 内閣法制局としては、こうした立案省庁からの説明を踏まえ、内容に問題ないと判断したものである。

【参考】国会答弁（入場回数制限関係）

（平成30年5月30日 衆・内閣委）

○濱村委員 …入場回数制限、連続する七日間で三回、連続する二十八日間で十回としているわけでございますけれども、…この点をお伺いします。

○中川政府参考人 …

政府の中におきましては、入場回数ということは、客観的に、誰でも見て把握できる指標であるということと、それから、一般論として、入場回数が多くなるにつれて依存が進むリスクが大きくなるというようなこと、そういうことも踏まえまして、日本人そして国内居住の外国人はカジノ施設へのアクセスが比較的容易な環境にございますので、こういう者を対象にして入場回数制限を設けることが適切だというふうに考えた次第でございます。

一方、連続する七日間で三回、二十八日間で十回としている根拠でございますけれども、これは、複数のカジノ施設への入場回数を一元的に把握して、新たな入場の可否を判断する仕組みが必要になります。

IR整備法案におきましては、カジノ管理委員会が入場回数を管理することとして、カジノ事業者が、入場者について、回数制限を超える者であるかどうかということを確認するに当たって、カジノ管理委員会に照会をしなければならないという形になっております。また、照会を受けたカジノ管理委員会は、カジノ事業者に対して、入場の可否などについて直ちに回答をしなければならないということになっておりまして、こういう形で、入場回数制限の実効性が確保されることになるというふうに考えているところでございます。

また、なお、この三回、十回の根拠でございますけれども、長期と短期の規制を組み合わせるという考え方には、連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みを考える中で出てきたものでございまして、連続する七日間で三回といいますのは、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっているようなことなどを踏まえて三回としたものでございますし、また、連続する二十八日間で十回といいますのは、日本人の平均的な有給休暇の取得ですとか国民の祝日が二十八日間当たりどれくらいあるかということと週休二日の勤務形態を前提としますと、二十八日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約十日ぐらいになるというようなことを踏まえまして、日本人等につきまして、過度の規制にならないという観点も踏まえて制度設計をしたものでございます。

【参考】参照条文

○日本国憲法（抄）

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②、③（略）

○特定複合観光施設区域整備法案（抄）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第二百五十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

（入場規制）

第六十九条　カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

- 一 二十歳未満の者
- 二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者
- 三 第百八十二条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料（第二百七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。）又は認定都道府県等入場

料（第百七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。）を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日（次号において「入場等基準日」という。）から起算して過去七日間において第百七十六条第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画（入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。）に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料を再々賦課された回数（同号及び次条第一項において「入場等回数」という。）が既に三回に達しているもの（直近の賦課入場時（第百七十六条第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。）、再賦課基準時（同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。）又は再々賦課基準時（同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。）（同号において「賦課入場時等」という。）からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの（直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）（抄）
(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。



国会用資料（実問）

内 容 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

(答)

1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がこほぐ儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。

2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られるることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにははじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことには困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位繼承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について國としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

(3) その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う國の儀式等の挙行に係る基本方針について」(平成30年4月3日閣議決定)において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方に基づき準備を進めることとされたところである。)



301130衆・内閣 西田君 対一部長(セット)jtd

分類

作成日: 2018/11/30

大分類	中分類	小分類

問番号 : 001 西田君対第一部長問

件 名: 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

答 弁: 平成30年11月30日 (第197回国会)
院: 衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者: 西田昭二

党派: 自民

答弁者: 岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国会議事録抄録先:

対第一部長

平成30年11月30日（金） 衆・内閣委 西田昭二君（自民）

問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようにになっているのか。

（答）

- 1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。
- 2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことは困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の

憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性質があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

(3) その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方に基づき準備を進めることとされたところである。)

【参考】

○日本国憲法

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを出し、又はその利用に供してはならない。

○皇室経済法

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第五条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

◎国会答弁等

(衆・内閣委・平2・4・17・大森政府委員)

○大森政府委員 即位礼正殿の儀がどのように意義づけられておるかということに絡む問題でございますが、本年1月19日に閣議了解されました即位の礼の挙行に関する大綱におきましては、天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式である、このように意義づけられております。そして、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られませんので、ただいま御指摘の憲法20条3項が禁止する宗教的活動には当たらないことは明らかであり、何ら問題はないというふうに考えております。

(衆・内閣委・平2・4・19・大森政府委員答弁)

○大森政府委員 このたび行われようとしております大嘗祭、これは準備委員会の検討結果で詳しく書かれておりますように、皇室の行事として行われるということでございます。それには公的性格があるという結論に達しているわけでございますが、若干その理由をもう一度詳しく申し上げます。

先ほど宮内庁次長から答弁いたしましたように、大嘗祭と申しますのは、収穫儀礼に根差したものであり、伝統的皇位継承儀礼という性質を持つのでございます。その中核と申しますのは、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰を感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であるというふうに意義づけられております。したがって、この趣旨、形式等からいたしまして、宗教上の儀式としての性格を有することは否定することができない。また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることになじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である。このように書いているわけでございます。

したがいまして、国事行為として行わない、皇室の行事として行うというわけでございますが、先ほど申し上げましたいわゆる第3分類に当たる行為の中にも、純然たる私的な性格を持つ行為と公的性格ないし色彩を有する行為と、これは小分類でございますが、2つの性格を有するものがあるのだということでございまして、この大嘗祭につきましては、皇位が世襲であることに伴う一世一度の重要な伝統的皇位継承儀式である、したがいまして、皇位の世襲制をとる我が憲法のもとにおきましては、その儀式について国としても深い関心を持ち、人的、物的な側面からその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然であるというふうに考えられるわけであります。このような意味において、公的な性格があるという結論に達した次第でございます。

◎皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について（平成30年4月3日閣議決定案）

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する国の儀式等の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を下記のとおり定める。

記

第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進めることとする。

- 1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

第2～第5（略）

○「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について（平成元年12月21日閣議口頭了解）

第2 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、稻作農業を中心とした我が国社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

2 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について

国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考える



国会用資料（実問）

内 容 問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

(答) お尋ねの憲法第3章に規定する基本的人権の外国人に対する保障については、最高裁判は、昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）において、「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」としているところであり、政府としても同様に認識している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問1.jtd

分類 作成日: 2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号 : 001 山口君対第一部長問 1

件 名: 問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

答 弁: 平成30年12月4日 (第197回国会)
院: 参議院 法務委員会 答弁有り

質問者: 山口和之 党派: 無

答弁者: 岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先:

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

（答）

お尋ねの憲法第3章に規定する基本的人権の外国人に対する保障については、最高裁は、昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）において、「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであ」るとしているところであり、政府としても同様に認識している。

【参考】

◎参考答弁

1 憲法の基本的人権に関する保障規定は、外国人に対しても適用があるか

（61回・昭44・7・2 衆・法務・25号3頁）

○猪俣委員 ……一体外国人は、日本国憲法の適用を受けるのか受けないのか、どういう御見解を持っておりますか。

○高辻政府委員 御質問は簡単でございますが、一応外国人とわが日本国憲法との関係については、一通りお話し申し上げたいと思います。これは猪俣先生特に御案

内のことではございますが、また見解が違えば御指摘を願いますけれども、この世界でともかくも国々が主権国家として相並立している現状のもとでは、1国の構成員でない外国人は、その政治社会である国の政治的利害との関係において言う限りは、その国の構成員である国民と同視するわけにはいかない、これはやむを得ないところであろうと思います。国際社会というものがもう少し発達をしていきますれば話は変わっていくかもしれません、現在の世界社会というものをながめてまいりましたときに、それはやむを得ない。そのことは国際慣習法上も認められておりまして、外国人の入国の許否はその国の自由裁量によって決定することができるものとされ、特に国権がみずからに制約を課す場合のほかには、国は外国人の入国を許可する義務を負わないこととされております。また他面憲法は、外国人の入国について別段の規定を置いておりません。こういうことから考えますと、論理の筋道としては、憲法がその許否についての国際慣習法をそのまま受容していることを示すものと見られるものだと思われます。

かように、憲法は外国人の入国の許否について国に自由裁量を認めているものと解されますが、これは御承知のとおり、最高裁の判例にもこういうことが出ておりますが、一たび入国を許可した外国人について、憲法が、先ほどお話がありましたように、そのことばどおりに煮て食おうと焼いて食おうとかって次第かというと、これにはやはり確かに私どもは問題があると思っております。外国人は、国の政治的利害と関係を持つ事柄に関する限りは、その政治的利害に照らして合理的に相当と認められる範囲において法律によってその行動に特別の制約が課されましても、憲法に違反することにはならない。その意味で、憲法上日本国民と同様に基本人権が保障されているというわけにはまいりませんが、このような範囲での特別の制約が課されない限度では、たとえ外国人でありましても、わが領域に存在する人間なら、日本国民と同様に憲法上基本的人権の享有を妨げられないものと見るのが相当であろうというのが、私どもの考え方でございます。

○猪俣委員 ……まず憲法第22条、憲法22条は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」この中には、外国人も入るのですか、入らぬのですか。

○高辻政府委員 ……外国人は、いまの国際社会の現象としては、あるいは国際慣習法と申してよろしいと思いますが、そういうところでは、他国に自由に入出することができるわけではない。その国の国権の作用によって、入国を許可しようとあるいは拒否しようと、それは自由である、国権の考え方であるというのが、1つの確立された国際法規であると申してよろしいと思いますが、それがまず第1に重要なことだと思います。

それから、今度はその許可をされたもの、そしてその1国社会に入ってきたものは、もともとそういうものであるから、その人権というものは無視されてよろしいのだ、あるいは先ほど御指摘の著者が、そういうつもりで言っているかどうかは別として、煮て食っても焼いて食ってもよろしいかというと、そうはいかない。やはり政治的社會である外国、外国人からいえばよその国、われわれからいえば自國であります、その国に入ってまいりますときは、1国の国民と外国人との相違に照らし、1国の政治社會と見合って、それに相当する限度の制約というものは受けざるを得ない、憲法は受けることを否認はしておらない。しかし、そうかといって、そういうものと無関係なものについてまで憲法上の保障がないということは言えない。そういうような観点から、いわば相対的な観点から申して、22条なり何なり、どの規定も同じだと思いますが、区別を考えていくべきであろうと思います。概して言えば、これもどこかの判例にあったように思いますが、憲法が「国民は」といつているようなことばを使っているような条項あるいは「何人も」といつているような条項については、そういうことばの相違から必然的にそうだとは言えませんが、そういうようなことばから出ておる人権の性格、人間として持つべき権利というよ

うなものについては、やはり外国人といえどもこの保障を受けるのだろう、概して言えばそういうことが言えると思います。………

○猪俣委員 憲法第22条は、渡航の自由を保障したものだというのが学者の通説である。これは外国人にも渡航の自由というものがあると思うのだが、日本の憲法が適用になるとするならば。何か特殊の日本の国益に反するようなことを前提とすればかり説明されておるが、そうではない。一般的に日本で暮らしている外国人が、憲法22条の渡航の自由があるのかないのか、あなた方はどうお考えになつているのか。

○高辻政府委員 憲法の合理的な制限が課せられない分野であれば、これはむろんその人権の保障は、先ほども申しましたように、外国人といえどもこの制限をされ
てはよろしくない、こういうことは言えると思います。ただ一般的に、外国人とい
うことでありますために、その外国人と当該国家との関連を無視するわけにいかな
い。場合によっては合理的な制約というものもあり得るということを抜きに、何で
もかんでも日本国民と全く同じように人権の保障を受けるのだという点については、
そう簡単には申し上げられないであろうということを申したわけです。むろん先生
御指摘のように、憲法学者の間に、憲法は、基本的人権はそのまま適用があるので、
いや憲法の基本的人権は、憲法の第3章「国民の権利及び義務」と書いて、明白に
「国民」と書いてあるように、国民だけに限られるのだという考え方、確かに2つ
ございますが、私は先ほど申し上げたように、そういうふうに割り切って考える、
つまり全く相反する意見であるように見えるような考え方、それが多少おかしいの
ではないかというような感じがいたします。要するに、さっき申し上げたようなと
ころで見るのが相当ではないかと、私どもは考えております。

○判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適當と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適當と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する國の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を當不當の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといってなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて

直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のようにわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとつて好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適當と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえると判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならぬ。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんしやすくして在留期間の更新を適當と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないし本件処分したことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。



国会用資料（実問）

内 容 問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。
(答)

1 (先ほど申し上げたとおり、) 一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解されるものの、その保障の具体的な内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じて異なり得るものであると考えられる。

2 そのため、お尋ねについては一概にお答えすることは困難であるものの、例えば、憲法第15条第1項に規定する公務員を選定罷免する権利については、最高裁判所平成7年2月28日判決は、同項の規定が「国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、…・憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである」ことから、「権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」としているところであり、政府も同様に認識している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問2.jtd

分類 作成日:2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号 : 002 山口君対第一部長問 2

件 名: 問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。

答 弁: 平成30年12月4日 (第197回国会)
院 : 参議院 法務委員会 答弁有り

質問者: 山口和之 党派: 無

答弁者: 岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄採録先 :

国會議事録採録先 :

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。

（答）

- 1 （先ほど申し上げたとおり、）一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解されるものの、その保障の具体的な内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じて異なり得るものであると考えられる。
- 2 そのため、お尋ねについては一概にお答えすることは困難であるものの、例えば、憲法第15条第1項に規定する公務員を選定罷免する権利については、最高裁判所平成7年2月28日判決は、同項の規定が「国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、・・・憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである」ことから、「権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」としているところであり、政府も同様に認識している。

【参考】

◎参考条文

○日本国憲法

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

◎参考答弁

○衆議院議員平岡秀夫君提出武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問に対する答弁書

三について

今国会に提出している武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（以下「捕虜取扱い法案」という。）の規定による捕虜等の抑留は、武力攻撃（事態対処法第二条第一号の武力攻撃をいう。以下同じ。）が発生した事態において、敵国軍隊等の構成員等が武力攻撃に再び参加し、又は関与することを防止し、もって武力攻撃の排除に資することを目的として行うものであり、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権の行使に伴い実施する措置として、憲法上認められるところであると考える。

お尋ねは、捕虜等に対する日本国憲法第三章に規定する基本的人権に関する規定の適用関係を問うものと思われるが、一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解される。しかしながら、その保障の具体的な内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じ

て異なり得るものであり、捕虜等に対しても、武力攻撃から我が国を防衛するため
に行う抑留の目的に照らし、一定の権利について、必要な限度において、合理的な
制限を加えることは、憲法の許容するところであると解される。例えば、思想及び
良心の自由（憲法第十九条）、信教の自由（憲法第二十条）のうち信仰の自由等に
については、それらが内心の自由という場面にとどまる限り、捕虜等に対しても絶対
的に保障されるが、他方、居住及び移転の自由（憲法第二十二条第一項）等につい
ては、捕虜等の抑留の本質的な目的に反するものであり、当然に制限されるものと
解される。また、信教の自由のうち宗教活動の自由等については、抑留目的を達成
するために不可欠な捕虜収容所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる場合等におい
て、必要最小限度の制限が加えられ得るものと解される。

32 外国人参政権と憲法一五条（答弁書）

（176回・平22・11・26 参・本会議・10号（その一）53頁）

○浜田和幸議員質問主意書

○答弁書（平二二・一一・一九提出）

一について

最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、「憲法一五条一項にいう公務員を選定
罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否
かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的
任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本國
民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原
理における國民とは、日本國民すなわち我が國の国籍を有する者を意味することは
明らかである。そうすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一
項の規定は、権利の性質上日本國民のみをその対象とし、右規定による権利の保障

は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、
地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、
その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接
これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに
基づく憲法一五一条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不
可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住
民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解する
のが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、
その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。（中略）こ
のように、憲法九三条二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体にお
ける選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規
定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関
連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体
が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たもの
と解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住す
る区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについ
て、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に
反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選
挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示
しており、政府としては、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であって
その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる
ものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事
務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等
に対する選挙権を付与する措置を講ずること」は、御指摘の「憲法上の国民主権の
原理」と必ずしも矛盾するものではないと考えている。

1 憲法の基本的人権に関する保障規定は、外国人に対しても適用があるか

(61回・昭44・7・2 衆・法務・25号3頁)

○猪俣委員 ……一体外国人は、日本国憲法の適用を受けるのか受けないのか、どういう御見解を持っておりますか。

○高辻政府委員 御質問は簡単でございますが、一応外国人とわが日本国憲法との関係については、一通りお話し申し上げたいと思います。これは猪俣先生特に御案内のことではございますが、また見解が違えば御指摘を願いますけれども、この世界でともかくも国々が主権国家として相並立している現状のもとでは、1国の構成員でない外国人は、その政治社会である国の政治的利害との関係において言う限りは、その国の構成員である国民と同視するわけにはいかない、これはやむを得ないところであろうと思います。国際社会というものがもう少し発達をしていきましては話は変わっていくかもしれません、現在の世界社会というものをながめてまいりましたときに、それはやむを得ない。そのことは国際慣習法上も認められておりまして、外国人の入国の許否はその国の自由裁量によって決定することができるものとされ、特に国権がみずからに制約を課する場合のほかには、国は外国人の入国を許可する義務を負わないこととされております。また他面憲法は、外国人の入国について別段の規定を置いておりません。こういうことから考えますと、論理の筋道としては、憲法がその許否についての国際慣習法をそのまま受容していることを示すものと見られるものだと思われます。

かように、憲法は外国人の入国の許否について國に自由裁量を認めているものと解されますが、これは御承知のとおり、最高裁の判例にもこういうことが出ておりますが、一たび入国を許可した外国人について、憲法が、先ほどお話がありましたように、そのことばどおりに煮て食おうと焼いて食おうとかって次第かというと、これにはやはり確かに私どもは問題があると思っております。外国人は、國の政治

的利害と関係を持つ事柄に関する限りは、その政治的利害に照らして合理的に相当と認められる範囲において法律によってその行動に特別の制約が課されましても、憲法に違反するということにはならない。その意味で、憲法上日本国民と同様に基本的人権が保障されているというわけにはまいりませんが、このような範囲での特別の制約が課されない限度では、たとえ外国人でありましても、わが領域に存在する人間なら、日本国民と同様に憲法上基本的人権の享有を妨げられないものと見るのが相当であろうというのが、私どもの考え方でございます。

53 外国人と憲法14条1項の関係

(101回・昭59・5・10 参・法務・6号10頁)

○飯田忠雄君 ……憲法第14条は日本国民間の法のもとの平等を保障しておりますが、この保障は外国人と日本人との間の平等をも保障することになるのかという問題でございます。……

○政府委員（関守君） 御指摘の憲法第14条第1項におきましては、先ほども御指摘もございましたように、「すべて国民は、」と規定してございます。したがいまして、そういうことから直接には我が国の国民の間における法のもとの平等を保障しようというのがこの趣旨であるようにも思えますけれども、この憲法のよって立ちます思想と申しますか、それは近代における人権思想を背景にいたしておりますので、そういう点にかんがみますと、特段の事情がない限りは今の憲法第14条第1項の規定が外国人に対しましても類推されるべきであるというのが最高裁判所の判例でございます。

ただ、その場合、これは判例でもたびたび認められておりますし、それから国会でもいろいろ御答弁申し上げていることでもございますけれども、この14条第1項の規定は事柄の性質に即応して合理的と認められる範囲内の異なる取り扱いをすることまで禁止しているというものではないというふうに考えられますので、そ

いう点からして、外国人にも適用されるという考え方に立ちましても外国人に対する特別の取り扱いをするということは十分考えられるわけでございまして、立法例といたしましても、外国人に対する資格その他につきましていろいろと制限を加えているという例は幾つかあるわけでございます。

67 外国人労働者の基本的人権の尊重

(192回・平28・10・28・参・本会議・7号3頁)

○真山勇一君 ……また、外国人労働者の方たちの基本的人権を尊重し、健康で文化的な生活を確保する義務があると考えているのでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ……また、適用事業所に使用されている外国人労働者は社会保険の適用対象とするなど、権利の性質上、国民のみを対象としているもの以外はひとしく外国人に対しても基本権の保障が及ぶものと考えます。

◎判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

憲法二二条一項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考え方と同じくするものと解される（最高裁判和二九年（あ）第三五九四号同三二年六月一九日大法廷判決・刑集一一巻六号一六六三頁参照）。したがつて、憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障しているものでもないと解すべきである。

(中略)

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意志決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当地である。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を当不當の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといってなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のようにわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいはず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならない。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんしやくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないし本件処分をしたことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。

○平成7年2月28日最高裁第3小法廷判決

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとす

る憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第8章は、93条2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和35年（才）第579号同年12月14日判決・民集14巻14号3037頁、最高裁昭和50年（行ツ）第120号同53年10月4日判決・民集32巻7号1223頁）の趣旨に徴して明らかである。

このように、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する

選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（前掲昭和35年12月14日判決、最高裁昭和37年（あ）第900号同38年3月27日判決・刑集17巻2号121頁、最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日判決・民集37巻3号345頁）の趣旨に徴して明らかである。



国会用資料（実問）

内 容 問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

(答)

1 お尋ねの①請願については、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し」と規定されているところ、これを具体化した請願法の規定に基づき、本邦に在留する外国人も請願を行うことができるものと承知している。

2 お尋ねの②国及び公共団体への損害賠償請求については、憲法第17条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定されているところ、これを具体化した国家賠償法第6条において、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定されており、外国人については、一定の制約があるものと承知している。

3 お尋ねの③デモについては、デモ等に参加した外国人について在留期間更新不許可処分がなされた事案において、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）は、「上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない」が、「当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて」「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえない」とし本件処分をしたことに「所論の違憲の問題は生じない」としており、外国人については、このような意味で一定の制約があるものと承知している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問3.jtd

分類 作成日: 2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号 : 003 山口君対第一部長問 3

件 名: 問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

答弁: 平成30年12月4日 (第197回国会)
院: 参議院 法務委員会 答弁有り

質問者: 山口和之 党派: 無

答弁者: 岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄録先:

国會議事録抄録先:

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

（答）

- 1 お尋ねの①請願については、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し」と規定されているところ、これを具体化した請願法の規定に基づき、本邦に在留する外国人も請願を行うことができるものと承知している。
- 2 お尋ねの②国及び公共団体への損害賠償請求については、憲法第17条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定されているところ、これを具体化した国家賠償法第6条において、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定されており、外国人については、一定の制約があるものと承知している。

3 お尋ねの③デモについては、デモ等に参加した外国人について在留期間更新不許可処分がなされた事案において、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）は、「上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない」が、「当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとつて好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて」「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえない」とし本件処分をした」ことに「所論の違憲の問題は生じない」としており、外国人については、このような意味で一定の制約があるものと承知している。

【参考】

○参考条文

○日本国憲法

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○請願法（昭和二十二年法律第十三号）

第一条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第三条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。
天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

○2 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

○国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

○参考答弁

1 国民の請願権について（答弁書）

（101回・昭59・5・10 衆・本会議・24号19頁）

○柴田睦夫議員質問主意書

○答弁書（昭59・5・8提出）

一について

請願法（昭和22年法律第13号）の「官公署」には、国及び地方公共団体の機関のほか、公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含むものと考える。

二について

憲法第16条の「何人」には、国家公務員、地方公務員及び本邦に在留する外国人も含まれるものと考える。

三について

憲法第16条の規定による請願の対象は、一切の国務又は公務に関する事項に及ぶものと考える。

四について

氏名及び住所を記載した文書であって、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであっても、請願書として扱うべきものと考える。

六について

請願書の提出は代理人によるもの又は郵送によるものであっても差し支えないものと考える。

七及び八について

請願法に適合する請願書の提出があった場合には、同法第5条の定めるとおりこれを受理し、誠実に処理しなければならないものと考える

◎判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意志決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当地ある。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から日本国にとつて好ましいものとはいえない評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといってなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動（作成者注：反戦集会や反戦示威行進への参加等）は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のよう

にわが国的基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならない。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんしやすくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分したことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。



国会用資料（その他）

内 容 問一. 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものでもある。これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

更問一. 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方によって制定されたものと考える。

二 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためにだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものもあると考える。

更問二. 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「…國務大臣、国会議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三. 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するということではない。



【セット版】300129衆予算委逢坂君(立憲)対総理問1(1).docx

分類

作成日: 2018/02/01

大分類	中分類	小分類

問番号: 001 逢坂君対総理問1(1)

件名: 憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか

答弁: 平成30年1月29日 (第196回国会)

院: 衆議院 予算 答弁無し

質問者：逢坂誠二 党派：立民

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：

一月二十九日 衆・予算委 逢坂 誠二 君

問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 江崎 崇

連絡先

役所

携帯

一月二十九日 衆・予算委 逢坂 誠二 君

問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものもある。

これに対し、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

- 立憲主義
- 総理が憲法改正を主張することと憲法尊重擁護義務
- 内閣が憲法解釈を変更することと憲法尊重擁護義務

に関する更問あり

更問一・総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

- 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方にについて定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方によって制定されたものと考える。
- 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものもあると考える。

更問二 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「…國務大臣、國會議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであつて、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たつて、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するということではない。

(国会答弁等)

憲法の意義及び立憲主義の考え方

【参考一】平成二十七年三月六日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法とは、主権者たる国民の意思に基づいて、国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であります。一方で憲法は国的情形や未来を語るものもある。

これに対して法律とは、憲法のもとで、憲法の定める立法機関が定める法規であるということを先ほど申し上げたところでござります。

【参考二】平成二十五年四月五日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法というものについては、いわば権力を持つている権力者側に対し、かつては王権であります。王権に対してもさまざまな制約を国民が課す、そういう存在であります。しかし、今、自由や民主主義が定着をしていて、国民主権ということが明らかになつて、中につけて、果たしてそれだけかどうかということなんですね。いわば、どういう国にしていくかということも、やはり憲法には、これは込めていくべきなんだろう、このように私は考へているわけであります。

【参考三】平成十八年十月十一日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……主権者たる国民が、憲法といふことにつきましては、主権者たる国民が、その国民の意思に基づいて権力の、国家権力の行使の在り方について定め、そして基本的な人権を守る、そういう基本的な考え方において憲法が私は作られる、このように思います。これは、権力の行使と国民との考え方においてはそうではないかと、このように思います。そしてそれと同時に、私が申し上げておりますように、日本という国この国の在り方、私たちの国の在り方、あるいは理想を示すものも憲法であり……

【参考四】平成二十六年三月四日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 それについては今まで議論を重ねてきたわけでございますが、言わば立憲主義といふことも関わってくるわけであります。立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であります。日本国憲法も同様の考え方にして制定されたものと考えるわけでござります。

他方、憲法というものを国家権力を縛るためだけのものとは考えていいわけでございます。自由、民主主義、基本的な人権が定着している今日においては、一つの国の理想や形を示すものもあると、このように考えているわけでございまして、例えば我が国の憲法の前文には、平和を愛す

る諸国民の公正と信義に信頼して、我が国の安全と生存を保持しようと決意したと、これはまさに我が國、当時の国民の理想について述べたものではないかと、このように思うといふでござります。

【参考五】参議院議員小西洋之君提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問に対する答弁書（平成二十六年十一月二十八日）

について

憲法は、国家の統治の基本を定めた法であるところ、国の在り方や理想を示すものもあると考へてゐるが、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であつて、日本国憲法もこれら立憲主義や法の支配と同様の考え方にして制定されたものと考えてゐる。

【参考六】平成十六年二月十日 衆・予算委 秋山内閣法制局長官答弁

○秋山政府特別補佐人 … 日本国憲法を含めましていわゆる近代憲法というものは、主権者たる国民がその意思に基づきまして国家権力の行使のあり方にについて定めまして、これによりまして国民の基本的人権を保障するというところにその基本的な役割があるものと考えております。…

【参考七】「憲法」の意義についての学説の例

○憲法「第3版」 伊藤正己（抜粋）

憲法という言葉にはいろいろの意味があり、単に憲法といわれる場合に、どの意味であるかを明確にしておく必要がある。最も普通には、国法のうちで、國家統治の基本的体制ないし根本の秩序を定める法規範を全体として憲法という。

○日本憲法論 大石義雄（抜粋）

実質的概念として憲法というときには、およそ国家の根本法のことを行うのである。すなわち、国家という共同社会の基本的組織および国家活動の基本的原則を定めた法を総称するのである。

○憲法（第3版） 渋谷秀樹（抜粋）

憲法の原語であるconstitutionは、国について語られるとき、広義には国または政府の基本構造を意味する。現在、憲法という概念には、国における統治組織と統治のあり方に関する基本的法規範であるとして規範の要素が組み込まれているとするのが、共通理解となつていて

憲法が国家の根本的な組織・作用を定める法規範であるということは、すべての国家機関は憲法の定める基本的な枠組みに従つて組織され権限を与えるということを意味する。…」のように、憲法は、国家機関に機能を授与し、同時にそれを制限するものである。したがつて、憲法の規範的拘束は、なによりも国家機関に対し向けられたものである。もつとも、憲法は、国の統治の基本的な枠組みを定めるだけでなく、一定の社会秩序（公序）じたいを定めることもある。

憲法改正の主張と憲法尊重擁護義務との関係

【参考八】衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年十月十七日）

一について

憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものである。

二について

憲法改正については御指摘のよう憲法に手続が定められているから、その手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであつて、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である。したがつて、国務大臣又は国会議員がこのような検討又は主張を個人の立場で行つても国務大臣又は国会議員の立場で行つても、憲法第九十九条に違反するものではない。：

【参考九】衆議院議員辻本清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書（平成十八年十月十日）

九について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであつて、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

（行政府における憲法解釈）

【参考十】平成二十六年七月十四日 衆・予算委 安倍總理答弁

○安倍内閣総理大臣 行政府として、政府が日々の権限の行使を行うに当たり、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことあります。このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものであります。これは、

憲法第六十五条によつて、「行政権は、内閣に属する。」こう書かれているところでござります。

【参考十一】平成二十六年五月二十一日 参・外交防衛委 横畠内閣法制局長官 答弁

○藤田幸久君 ……内閣がこの憲法解釈を変更するということですが、憲法九十九条に憲法尊重擁護義務というのがあるそうですが、そうすると、これに違反するのではないかと。つまり、政府が必要性に応じて憲法の内容を解釈を変更するということは、立憲主義からいつても問題があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。」の九十九条との関係。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のように、憲法第九十九条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めています。行政府におきましてもそのような規定があること、また、遡ればいわゆる立憲主義の原則もございますので、行政府がその権限を行使するに当たつては、憲法を適正に解釈していくと

いうことが当然の必要でござります。

このような行政府としての憲法の解釈につきましては、当局も必要に応じて意見を申し上げますが、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣に帰せられるものであると理解しております。

○参照条文 ○日本国憲法（抄）

第四十一条 国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務

及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。行政権は、内閣に属する。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の一以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



国会用資料（その他）

内 容 想定問一. 憲法について、
(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものもある。これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

更問一. 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方立って制定されたものと考える。

二 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためにだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものもあると考える。

更問二. 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「…國務大臣、国会議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三. 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するということではない。



【セット版】300205衆予算委逢坂君(立憲)対総理問1(1).docx

分類 作成日: 2018/02/05

大分類	中分類	小分類

問番号 : 001 逢坂君対總理想定問1 (1)

件 名: 想定問一. 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

答 弁: 平成 30年2月5日 (第196回国会)

院：衆議院 予算 答弁無し

質問者：逢坂誠二 党派：立民

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国會議事録採録先：

二月五日

衆・予算委

逢坂 誠二 君

想定問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 江崎 崇

連絡先 役所

携帯

(提出期限 十八時三十分 提出 十九時二十分)

二月五日 衆・予算委

逢坂 誠二 君

想定問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものもある。

これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

- 立憲主義
- 総理が憲法改正を主張することと憲法尊重擁護義務
- 内閣が憲法解釈を変更することと憲法尊重擁護義務

に関する更問あり

更問一 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

- 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方によって制定されたものと考える。
- 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためにだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものもあると考える。

更問二 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「…國務大臣、國會議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三・内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五條において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するということではない。

(国会答弁等)

憲法の意義及び立憲主義の考え方

【参考一】平成二十七年三月六日 衆・予算委 安倍總理答弁
○安倍内閣総理大臣 ……憲法とは、主権者たる国民の意思に基づいて、国家権力の行使のあり方について定め、「これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある」根本規範であります。一方で憲法は国の形や未来を語るものもある。

これに対して法律とは、憲法のもとで、憲法の定める立法機関が定める法規であるということを先ほど申し上げたところでございます。

【参考二】平成二十五年四月五日 衆・予算委 安倍總理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法というものについては、いわば権力を持つている権力者側に対し、かつては王権であります。王権に対してもさまざまな制約を国民が課す、そういう存在がありました。しかし、今、自由や民主主義が定着をしていて、國民主権といふことが明らかになつて、中につけて、果たしてそれだけかどうかということなんですね。いわば、どういう国にしていくかということも、やはり憲法には、これは込めていくべきなんだろう、このように私は考へているわけであります。

【参考三】平成十八年十月十二日 参・予算委 安倍總理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……主権者たる国民が、憲法という「ことにつきましては、主権者たる国民が、その国民の意思に基づいて権力の、国家権力の行使の在り方について定め、そして基本的な人権を守る、そういう基本的な考え方において憲法が私は作られる」と、このように思います。これは、権力の行使と国民との考え方においてはそうではないかと、このように思います。そしてそれと同時に、私が申し上げておりますように、日本という国この国の在り方、私たちの国この在り方、あるいは理想を示すものも憲法であり……

【参考四】平成二十六年三月四日 参・予算委 安倍總理答弁

○安倍内閣総理大臣 それについては今まで議論を重ねてきたわけでございますが、言わば立憲主義といふことも関わってくるわけであります。立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であります。日本国憲法も同様の考え方で立つて制定されたものと考えるわけでございます。

他方、憲法というものを国家権力を縛るためにものとは考えていなければいけでございます。自由、民主主義、基本的な人権が定着している今日においては、一つの国の理想や形を示すものでもあると、このように考えているわけでございまして、例えば我が国の憲法の前文には、平和を愛す

る諸国民の公正と信義に信頼して、我が国の安全と生存を保持しようと決意したと、これはまさに我が國、当時の国民の理想について述べたものではないかと、このように思うところでござります。

【参考五】参議院議員小西洋之君提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問に対する答弁書（平成二十六年十一月二十八日）

一について

憲法は、国家の統治の基本を定めた法であるところ、國の在り方や理想を示すものでもあると考へてゐるが、立憲主義とは、主権者たる國民が、その意思に基づき、憲法において國家権力の行使の在り方について定め、これにより國民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であつて、日本国憲法もこれら立憲主義や法の支配と同様の考え方によつて制定されたものと考えてゐる。

【参考六】平成十六年二月十日 衆・予算委 秋山内閣法制局長官答弁

○秋山政府特別補佐人 ……日本国憲法を含めましていわゆる近代憲法といふものは、主権者たる國民がその意思に基づきまして國家権力の行使のあり方について定めまして、これによりまして國民の基本的人権を保障するというところにその基本的な役割があるものと考へております。…

【参考七】「憲法」の意義についての学説の例

○憲法「第3版」 伊藤正己 （抜粋）

憲法という言葉にはいろいろの意味があり、單に憲法といわれる場合に、どの意味であるかを明確にしておく必要がある。最も普通には、國法のうちで、國家統治の基本的体制ないし根本の秩序を定める法規範を全体として憲法という。

○日本憲法論 大石義雄 （抜粋）

実質的概念として憲法というときには、およそ國家の根本法のことを行うのである。すなわち、國家という共同社会の基本的組織および国家活動の基本的原則を定めた法を総称するのである。

○憲法（第3版） 渋谷秀樹 （抜粋）

憲法の原語であるconstitutionは、国について語られるとき、廣義には國または政府の基本構造を意味する。現在、憲法という概念には、國における統治組織と統治のあり方に関する基本的法規範であるとして規範の要素が組み込まれているとするのが、共通理解となつてゐる。

○新版 憲法学教室 I 浦部法穂 （抜粋）

憲法が国家の根本的な組織・作用を定める法規範であるということは、すべての国家機関は憲法の定める基本的な枠組みに従つて組織され権限を与えるということを意味する。…このように、憲法は、国家機関に機能を授与し、同時にそれを制限するものである。したがつて、憲法の規範的拘束は、なによりも国家機関に対し向けられたものである。もつとも、憲法は、国の統治の基本的な枠組みを定めるだけでなく、一定の社会秩序（公序）じたいを定めることもある。

憲法改正の主張と憲法尊重擁護義務との関係

【参考八】衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年十月十七日）

一について

憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものである。

二について

憲法改正については御指摘のよう憲法に手続が定められているから、その手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自身が認めていることは明らかであつて、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である。したがつて、國務大臣又は国会議員がこのような検討又は主張を個人の立場で行つても國務大臣又は国会議員の立場で行つても、憲法第九十九条に違反するものではない。：

【参考九】衆議院議員辻本清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書（平成十八年十月十日）

九について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、國務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであつて、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

行政府における憲法解釈

（国会答弁）

【参考十】平成二十六年七月十四日 衆・予算委 安倍總理答弁

○安倍内閣総理大臣 行政府として、政府が日々の権限の行使を行うに当たり、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことあります。このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものであります。これは、

憲法第六十五条によつて、「行政権は、内閣に属する。」こう書かれているところでござります。

【参考十一】平成二十六年五月二十一日 参・外交防衛委 横畠内閣法制局長官 答弁

○藤田幸久君 ……内閣がこの憲法解釈を変更するということですが、憲法九十九条に憲法尊重擁護義務というのがあるそうですけれども、そうすると、これに違反するのではないかと。つまり、政府が必要性に応じて憲法の内容を解釈を変更するということは、立憲主義からいつても問題があるのでないかと思いますが、いかがでしょうか。「この九十九条との関係。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のように、憲法第九十九条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めております。行政府におきましてもそのような規定があること、また、遡ればいわゆる立憲主義の原則もござりますので、行政府がその権限を行使するに当たっては、憲法を適正に解釈していくということが当然の必要でございます。

このようない行政府としての憲法の解釈につきましては、当局も必要に応じて意見を申し上げますが、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣に帰せられるものであると理解しております。

○(参照条文)

○日本国憲法（抄）

第四十一条 国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第七十一条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。行政権は、内閣に属する。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の一以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。